

尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する「尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業」（以下「本事業」という。）について、市と契約する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

「尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業公募型プロポーザル実施要領」及び「尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業仕様書」に基づき、公募により事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 事業概要

(1) 目的

市民課窓口における混雑緩和とスムーズな案内の実施による市民サービスの向上を図るとともに、行政情報発信のさらなる充実を目的として、市民課窓口に広告付き番号案内システム一式を設置するものである。

(2) 事業名

尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業

(3) 事業内容

別紙「尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業仕様書」のとおり

(4) 事業期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年間）とする。ただし、契約締結日の翌日から令和8年9月30日までは、業務を履行するための準備期間とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8、9年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県いずれかに本社、支社又は営業所があること。
- (7) 愛知県内の自治体にて、市民課関連業務受託の実績を有し、本事業を遂行するに十分な能力を有していること。
- (8) プライバシーマークの認定を取得していること。

5 選定日程

内容	日時
公募開始	令和8年 6月17日（水）
質問受付期間	令和8年 6月17日（水）から 令和8年 6月23日（火）まで
質問回答期日	令和8年 6月26日（金）
参加表明書等提出期限	令和8年 7月 1日（水）
企画提案書提出期限	令和8年 7月 8日（水）
審査結果通知	令和8年 7月15日（水） 予定
契約に関する事前協議	別途通知
契約締結	令和8年7月下旬予定
業務準備期間	契約締結日の翌日から 令和8年 9月30日（水）まで
開始	令和8年10月 1日（木）

6 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 質問書（様式5）
- (6) 辞退届（様式6）

7 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式5）に記入し、市民生活部市民課に令和8年6月23日（火）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年6月26日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

(2) 提出先

尾張旭市役所市民生活部市民課

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和8年7月1日（水）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、4に定める参加資格要件の確認を行い、参加者に資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

9 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 業務実施体制（様式任意）

エ 参考見積書（様式任意）

オ 団体概要（様式3）

カ 業務実績（様式4）

キ プライバシーマークを取得していること及び更新回数を証明する書類

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 様式

- (7) 提出書類は、表紙及び添付書類、カタログ、パンフレット等を除き、両面印刷で50ページ以内の構成とする。
- (8) 使用する文字の大きさは12ポイントを基本とする。ただし、見出しや図表等の文字についてはこの限りではない。
- (9) 「尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業」と記載した表紙と目次を作成すること。
- (10) 原則A4用紙を用いて両面で作成、印刷すること。図表等についてはA3用紙も可としA4版に折り込むこと。A3用紙は2ページ分として扱う。
- (11) 提出書類ア～キは、A4版縦長2穴チューブファイルに左綴じとし、ページ番号を付けること。
- (12) 提出書類ア～キの提出部数は、原本1部、写し5部とする。

イ 企画提案書

企画提案書には、以下のポイントについて記載すること。

- (7) 業務実施計画
 - ・本事業に対する基本的な考え方
 - ・業務の実施体制
 - ・市に納付する放映料の年額（消費税額込み）
 - ・設置するモニター及び番号案内システム等の概要及び仕様
 - ・設置方法（イメージ図、レイアウト図）等
 - ・放映する広告及び行政情報の構成、広告の募集、審査及び確認体制
 - ・放映する広告及び行政情報の作成方法及びデータ更新方法
 - ・機器の運用方法及びサポート体制、保守・メンテナンスの対応方法等
 - ・広告に対する苦情対応
 - ・設置期間終了自の対応、機器の取扱等
 - ・契約締結から委託開始までの導入スケジュール
- (8) 提供実績
 - 同様の事業について、他自治体で実施した実績等を記載すること。
- (9) 事業者の社会的責任への取組等
 - 法令遵守に対する考え方、実施体制及び取組内容、災害発生時等の緊急時の対応について具体的に記載すること。
- (10) その他独自提案について
 - その他市民サービスの向上となる提案及び事業者が提案するサービ

スがあれば、具体的にその内容を記載すること。

10 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式6）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

11 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員による書類審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。なお、審査結果に関する参加者からの質問、説明請求及び意見等については受け付けない。

(3) その他

契約候補者は、評価点が最高点の5分の3以上であり、審査委員の評価点の合計が最も高い事業者とする。同点の場合は、見積価格が高価な者を選定する。参加者が1者であった場合は、評価点が最高点の5分の3以上であればその事業者を契約候補者とする。

12 契約の締結

市は、契約候補者と本事業について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。なお、契約候補者が契約を辞退した場合は、次に得点の高い者から順次契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。ただし、審査委員が適切でないと判断した場合はこの限りではない。

13 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類

の内容を無償で使用できるものとする。

- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例(平成12年条例第25号)第7条に定める非公開情報(団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など)を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本事業及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

14 連絡先

尾張旭市役所市民生活部市民課市民係 担当 奥村、高橋

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8130

F A X：0561-53-8120

電子メール：simin@city.owariasahi.lg.jp